

平成 2 4 年度
第 3 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 25 年 2 月 14 日（木）

午後 1 時 30 分～14 時 30 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 24 年度第 3 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 25 年 2 月 14 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 2 時 30 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について

② 国民健康保険税の税率改定について

4. 委員の出席・欠席者

出席委員：平田 孝義 福井 輝昭 龍田 孝夫

山木戸 淑子 松浦 秀樹 高木 圭介

欠席委員：森澤 英一

5. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 山本 修三

町民課長 森川 勝 係長 池田 誠 主事 佐々木 剛志

税務課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代 係長 松本 朱代

6. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会 森川課長

2. あいさつ 平田会長

八幡副町長

3. 会議録署名委員の指名

会長が龍田孝夫委員と高木圭介委員を指名

4. 議題

「平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」

「国民健康保険税の税率改定について」

会 長：それでは議事事項に入ります。本日の議題は第 2 回太子町国民健康保険運営協議会からの継続事項であります「平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」と「国民健康保険税の税率改定について」の 2 点です。事務局からの説明は前回終わっておりますので、前回に引き続き皆様からの質疑をお受けしたいと思っております。どんなことでも結構ですので、どなたか質疑がありましたらお願いします。

福井委員：平成 25 年度の予算のなかで、公債費は平成 24 年度は 120 万 9 千円ですが、平成 25 年度は約 2 倍の 254 万 6 千円となっております。理由はあるのでしょうか。

池田係長：国民健康保険会計では、手持ちの現金が不足して支払が出来ない場合、一時的に銀行から借入れを行います。公債費とはこの一時借入金を返済する際の利子でございます。借入れの額としては、平成 24 年度も平成 25 年度も最高で 3 億まで借りられる予算の設定をされており、その金額に変更はございません。しかし、昨今の利率の上昇を見込みまして、利子を 2 倍に増加しております。

会 長：他にございませんか。

山木戸委員：太子町の一人当たりの医療費について、特定健康診査等実施計画の P23 では生活習慣病で医療機関にかかる割合は県平均より高いが、一人当たりの医療費で見ると県で 7 番目に低く県平均よりも 10,166 円低い、とあります。また

平成 24 年度の近隣市町村の保険税率について、国民健康保険税の税率改定の P8,9 では、太子町は 89,923 円と保険料が高く、佐用町は 73,022 円と低くなっています。平成 22 年度と平成 24 年度なので比較にならないとは思いますが、太子町は医療費が低いにも関わらず、なぜ保険税が高くなるのでしょうか。逆に、佐用町は医療費が 3 番目（平成 23 年度）に高いですが、なぜ保険税は安いのでしょうか。

池田係長：当町は医療費が低いにも関わらずなぜ税率が高いのか、逆に医療費が高い市町がなぜ税率が低いのか、ということですが、前回の協議会で少し説明させていただきました一般会計からの繰入金に関係します。一般会計から法定外の繰り入れを行えば、その分保険税を上げなくて済みます。平成 25 年度、当町では 2,000 万円の法定外の繰り入れを行う予算としておりますが、この赤字補填のための繰り入れは今まで行っていなかったため、保険税が高くなっております。逆に、他の県下 9 割の市町は赤字補填の繰り入れということをしておりまして、保険税は安くなっております。

森川課長：赤字補填のための繰り入れを恒常的に行って良いのかということを考えますと、毎年一般会計からの繰り入れを行うと税率改定を行わなくても済みますが、それを継続して良いとは思いません。社会保険の方は健康保険料を自分たちで会社に全て納めていらっしゃると思います。一般会計から繰り入れるということは、国民健康保険税を税金で賄うということになり、社会保険の方にとっては保険料の二重払いになります。当町では今回は例外的に 2,000 万円を一般会計より繰り入れますが、本来は自分の貯金である基金から、または保険税で賄うことが原則であると思います。先ほど、池田係長から県下 9 割の市町が一般会計から繰り入れを行っているという説明がありましたが、それらの市町も仕方なく行っていると聞いております。当町でも、今回の一般会計からの繰り入れは例外的な考え方としております。

山木戸委員：今年限りということでしょうか。

森川課長：基金も約 6,000 万円程残っており、医療費も平成 25 年度は落ち着くと見えていますので、一般会計からの 2,000 万円の繰り入れはなくても基金内で賄えるかもしれません。しかし、今後の医療費の動向次第で、2,000 万円以上繰り入れを行う可能性もあります。

山木戸委員：太子町の税率改定は 2 年毎に行うと決まっているわけではないのでしょうか。

森川課長：原則は2年毎の改定としております。今回は基金がありますので改定は少額ですが、もし基金がなければ毎年のように大幅改定を行う必要があります。一般会計からの繰り入れについては、そうなった時点で協議したいと考えています。

会 長：指名させていただいてもよろしいでしょうか。龍田委員は何かありますでしょうか。

龍田委員：特にありません。

会 長：高木委員は何かありますでしょうか。

高木委員：当社組合健保も財政難でして、来年度の保険料を上げるかどうか調整中です。感想になってしまいますが、国も町も会社も同じ状況なんだなと感じています。

会 長：他にございませんでしょうか。委員として、私からでも結構でしょうか。太子町の場合、年金受給者や若い方でも200万足らず、または300万程度の所得の方が約65%程度を占めていると思います。このような中では、山木戸委員のように保険税が高いのではないかという意見も出てきます。確かに、健康保険税に関しては近隣の自治体も大変な時期を迎えていると聞いています。お聞きしたいのは、国民健康保険税の滞納者がどれぐらいいるのかということと、滞納を防ぎ回収するためにどういった手法をとられているか、ということです。あと、病気は早期治療によって重病化しないと言われていますが、太子町の場合は高血圧・脂質異常・糖尿病など、食事によって病気を予防できるものが多いです。早期発見によって医療費を制限しながら、特定健診を受診し、簡単な薬などで病気をコントロールするような、いわゆる予防医学の推進を行えば、これから先保険料を上げなくても良いと思います。全国の自治体でも予防医学には力をいれています。当協議会は税率の改定などお金に結びつくことが主に考えられていますが、他の健康管理組織と連携をとりながら予防医学についても考え、病気の少ない太子町を確立することも大事であると思います。では、まず滞納について説明をお願いしますでしょうか。

三輪課長：他の町税と比べて国民健康保険税の滞納は多いです。現年・滞納繰越分の合

計の収納率で申し上げますと、平成 23 年度の決算では 72.9%、平成 22 年度は 73.4%でマイナス 0.5%下がっております。現年分の収納率だけで見ると、平成 23 年度は 90.8%、平成 22 年度は 91.2%でマイナス 0.4%下がっています。滞納繰越分で見ますと、平成 23 年度は 18.1%、平成 22 年度は 19.2%でマイナス 1.1%下がっています。滞納者を見ると、国民健康保険税だけを滞納している人は少なく、町県民税・固定資産税・軽自動車税の滞納もあります。滞納整理となると、個人毎に集約を行うため、国民健康保険税だけを優先して納めるということではできません。滞納者も一度に払える金額は決まっていますので、そのなかで国民健康保険税に充てる分と他の町税に充てる分を分けています。滞納整理について説明させていただくと、通常国民健康保険税の納期は 8 期で、7 月から翌年 2 月まで毎月納期限があります。納期限 1 ヶ月を経過した時点で、督促状の発送準備を行い、その翌月の 10 日までには発送を行います。督促状は滞納処分を行うにあたり必ず送らなければならないと決められています。督促状が出ない滞納処分はありません。督促状送付後 1 ヶ月経過しても納入されていなければ、催告書を送ります。ここまで行ったにも関わらず、年度中に滞納分を納付せず繰越となる人が多いです。これらの方々に対しては、短期証や資格者証といった制限をかけますが、それにも慣れて有効期限直前になって納付し有効期限を延ばす方もいます。また、滞納者に対して分納等の納付相談も行いますが、元々が 8 期に分けられた保険税ですので、毎月分納を行ったとしても 12 回ということで、なかなか滞納部分に追いつくことはできません。滞納額が多くなれば差し押さえを行い、担保をとった状態で分納していただく方もいます。払う気が全くない方については、通知を出しまして差し押さえを行います。また、来週から確定申告が始まりますが、還付申告が出そうな方をピックアップしまして税務署へ還付金の差し押さえも行います。還付金の多い方については、そこである程度回収はできますが、国保加入者は低所得者が多いため還付の額も少ないという状況です。また、税務課と町民課では新たに国保へ加入される方へ口座振替をお願いしています。納付書で自主納付される方の収納率は約 91%程度しかありませんが、口座振替をされている方の収納率は 97%近くあります。それと、滞納者に対しては早めの自宅訪問も行っています。

会 長：詳しい説明ありがとうございます。収納について努力されていることが理解できました。特定健診についてもお聞きしたいのですが、本日はさわやか健康課の方はおられないのですね。

森川課長：代わりに池田係長より説明させていただきます。

池田係長：会長がおっしゃったとおり特定健診の推進と、保健事業の推進は必須です。特定健診につきましては受診率を上げることが大きな目的ですが、平成 25 年度の取組みとしましては、前回の協議会で内海主査より説明させていただきましたとおり特定健診の対象者全員に受診券と申し込みハガキの早期送付を予定しております。また、引き続きになりますが、過去の受診者に対して電話勧奨も行います。町の保健事業については、特定健康診査等実施計画の P21 に町全体での健康づくりという項目を挙げていますが、国民健康保険の被保険者も含め町民全体の健康づくりを行う必要があります。具体的にどういふことをするのかと言いますと、スポーツといったハードルの高いものではなく気軽に取り組めるウォーキング等での健康づくりや、栄養教室や食育といった事業を、さわやか健康課が中心となって進めています。

会 長：まち全体での健康づくりは大事だと思います。特定健診については、住民から、声の宣伝が足りないと聞いていますが、町内を車で回るといったことはしていますか。

池田係長：しておりません。

会 長：試されてみてはどうでしょうか。

森川課長：検討します。

会 長：お願いします。他にありませんでしょうか。

福井委員：国民健康保険の医療費は右肩上がりですが、今後もずっと上がっていくのでしょうか。

森川課長：全体の医療費が下がった例はあまりありません。ただこれは、被保険者数にもよるものですので、景気がよくなって国民健康保険の方が社会保険に移るということになれば、全体の医療費は下がると思います。また、国民健康保険の被保険者の方の所得が上がれば、太子町に入るお金も増えますので、これも期待しております。ただ、医療費自体が下がることはあまり考えられませんので、被保険者数が同じである限り、全体の医療費も同じか右肩上がりだと思います。また平成 26 年には消費税率も上がりますので、医療費が下がることはあまり考えられません。国や県の補助金をいかに確保するかが重

要でして、これは国保連合会等にも要望していますが厳しい状況です。

福井委員：そういう状況が続くと仮定すれば、一般会計からの繰入金も必要ですね。

森川課長：税率改定の幅を下げるために平成 25 年度は例外的に 2,000 万円を繰り入れていますが、2 年毎の改定を考えた場合、更に 2 年後の基金がどれぐらい残っているのか、一般会計にどれぐらいの余裕があるのかなど、景気にも大きく左右されます。

福井委員：そういう状況や、先ほど出ました滞納の問題も世間で大きくクローズアップされていますが、これらも踏まえて今後どういう風に推移していくと思えますか。

三輪課長：滞納については、保険税を納める気がない方より、仕事を辞めたせいで生活が苦しいという方や、収入の低下により納付ができないという方のほうが多いです。このような方々に関しては、申告をすることで保険税を軽減する制度があり、その条件として確定申告をしていただく必要があります。確定申告の時期が終わったあとに、未申告者に対してを軽減のお知らせも含めて年 3 回の通知行っています。しかし、それに応じられず、保険税の額もそのままとなっている方もいます。低所得で保険税が納付できない方は、まず申告を行う必要があります。

福井委員：大幅な軽減ですか。

三輪課長：一番大きいのは 7 割軽減です。7・5・2 割軽減とありますが、最大で 7 割軽減ですので、そうするとわずかな保険税額となります。

福井委員：きちんと納められている方とそうでない方の公平感が顕在化するのではないのでしょうか。

三輪課長：それは既に行っていると思います。

会 長：他に質問されたい方もいらっしゃると思いますが、ここで休憩をしたいと思います。

(休憩)

会 長：国民健康保険税はいつ頃から厳しくなったでしょうか。

森川課長：バブル崩壊後すぐです。具体的には介護保険料が追加された平成 12 年頃からだと思います。

会 長：国がもう少し考えてくれればいいのですね。全て地方に負担をかけているのではないのでしょうか。

森川課長：少し複雑ですが、地方交付税算入というものがあります。これは一般会計へ入るお金で国保へ補助するというものです。これが非常に難しく、本当に算入されているかが分からないのが現実です。

福井委員：それは自由に使えるお金ですか。

森川課長：一般会計が自由に使えるお金ですが、国保としての算入分は国保側でももらいます。

会 長：国からの補助があるということですが、一般会計からの繰り入れを多くして保険税を下げた場合、国からペナルティのようなものはあるのでしょうか。

森川課長：ペナルティはありません。

会 長：余裕があるとみなされて、補助が出ないということもあるのではないのでしょうか。

森川課長：原則は基金と保険税ですので、特にありません。他の市町とも話す機会がありますが、一般会計から繰り入れるのも限度があると聞いております。全国には繰上充用と言いまして次の年の保険税を事前に充当し、赤字を後ろに回す自治体もあります。

(休憩終了)

会 長：それでは会議を再開します。何か質疑はありますでしょうか。

山木戸委員：特定健康診査等実施計画の P23 で、太子町は生活習慣病で医療機関にかかる

割合が多いけれど、医療費は県下 7 番目に低いとあります。これは、特定健診の受診や早期段階での医療機関の受診によって重病化していないということでしょうか。

龍田委員：私もそのように考えています。生活習慣病で受診される方は多いのだけれど、軽いうちに治療されているから医療費が安くすんでいるということだと思います。

山木戸委員：太子町では、平成 25 年度は 65 歳以上が 3,091 人と一番多いですが、生活習慣病も高齢者になるほど多いのでしょうか。

龍田委員：平均的に見ると、65 歳以上の方が多いです。

山木戸委員：例えば、平成 25 年度は 65 歳以上が 3,000 人以上いますが、P26 の特定健診の受診率を見ると、その割合は少ないです。この受診率を上げることで、医療費を下げることは可能でしょうか。

龍田委員：可能だと思います。軽症化で抑えることができれば、医療費もその分抑えることができると思います。

山木戸委員：国保ではないかもしれませんが、何歳かで無料健診のようなものはありますか。

森川課長：さわやか健康課でレディース検診などを行っています。国保につきましても特定健診は全て無料です。来年度は受診券を早期に送付する予定です。

山木戸委員：特定健診が無料という感じは受けませんでしたので、今後はそれをもっとアピールしていこうということですね。

森川課長：はい、その通りです。

会 長：健診を増やして病気を少なくすることが、予算を減らすことに結びつきますのでよろしくをお願いします。他にありませんでしょうか。
ないようですので、本日の議事事項である「平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」と「国民健康保険税の税率改定について」については、当協議会として承認とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(会場異議なし)

会 長：それでは、承認とさせていただきます。本日の議事としましては以上でございます。何か事務局から報告ございますか。

池田係長：報告（報酬）

会 長：本日の会議はこれにて閉会したいと思います。他の自治体を見ましても、国民健康保険税は深刻な事態を迎えています。そのようななか、当町では各委員より色々な意見が出ておりますので、少しでも反映していただくようお願いいたします。町民に対して二重苦・三重苦をまねかせないよう事務局にお願いし、本日の会議は閉会とさせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 25 年 4 月 8 日

議長 (会長)

平田孝義

署名委員

高木幸介

署名委員

龍田孝夫